

事の障子のもとにてぞたてまつりける、みかそは日かすを月なみのかはりにせさせ給なれば、三日御ふくとぞきこえける、

〔百一錄〕延寶二年九月十二日、夜陰永井伊賀守同大學上著女一宮江○靈爲吳服料、黃金百兩年々可有進呈之由申來、本院○明御所正金千兩、是者當年耳、

〔百一錄〕延寶九年八月廿三日、新院姫宮院後西皇女様へ御合力米貳百石、

内親王家令

〔令義解一職員〕親王、内親王准此、但文學不在此例、

○按ズルニ、家令以下ノ職員ハ、上文親王家令ノ條ニ掲ケタリ、故ニ今又此ニ贅セズ、

〔類聚國史百六十五〕延暦十六年六月辛酉、三品朝原内親王獻白雀御監及家司等、賜物有差、

〔延喜式民部二十〕凡授品田者、親王内親王其數一同、

内親王品田

〔日本書紀二十九天武〕五年八月丁酉、親王以下小錦以上大夫及皇女姫王内命婦等、給食封各有差、

〔續日本紀三武〕慶雲元年正月壬寅詔、御名部内親王略申益封各一百戸、

〔續日本紀六元朝〕和銅七年正月己卯、益二品水高内親王○刊本脱内親王書下文及日本紀略二字、據本食封一千戸、

〔續日本紀六元朝〕靈龜元年正月甲午、三品泉内親王、四品水主内親王、長谷部内親王、益封各一百戸、

〔日本紀略十一條〕寛弘四年正月戊午、勅二品脩子内親王叙一品、年官年爵准三宮、本封外加千戸、

猶子

〔御湯殿の上の日記〕天文廿二年正月廿八日、ひめ宮院後奈良秀尼王の御方、ぶけ義晴○足利の御ゆうじに

なし参らせらるゝとて、ぶけへ十から十かみだいへ五から五か参らせらるゝ、これは廿五日の御事なり、けふせんげ院のへさだめ参らせられて、御てらより五から五か参る、ひめ宮の御かたならしまして、ほうくわうあんまるられて、御さか月まるる、めでたし、十二月十一日、ひめ宮の御かたせんげ院のへ御入室にて、すけ殿、ながはし御まるり、てんきよく、すがくとくわん御なりて、めでたし、御てらより十から十か参る、御じゆかいあり、